(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
神流町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百八十八号

激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百二号）第四十一条第二項の規定に基づき、東日本大震災に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

平成二十三年六月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

青森県八戸市、岩手県宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村及び九戸郡野田村、宮城県仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、東松島市、大崎市、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町、福島県福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、岩瀬郡鏡石町、西白河郡矢吹町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町及び相馬郡新地町、茨城県水戸市、日立市、北茨城市、鹿嶋市及び神栖市並びに千葉県旭市及び我孫子市の区域

附　則

平成二十三年国土交通省告示第四百三十五号は、廃止する。

○国土交通省告示第六百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成六年一月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで
三　施行地区　福岡県福岡市東区千早四丁目の全部並びに名島二丁目、名島三丁目、名島四丁目、名島五丁目、松崎四丁目、水谷二丁目、千早五丁目、香椎駅前一丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　福岡都市計画事業香椎副都心土地区画整理事業
五　事務所の所在地　福岡県福岡市東区千早六丁目二番二号　独立行政法人都市再生機構福岡都市整備事務所
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成六年一月十二日
七　事業計画の変更認可の年月日　平成二十三年六月三十日

○国土交通省告示第六百九十号

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）により指定された東日本大震災に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（平成二十三年国土交通省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

○東北地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月三十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前敷地の幅員	変更後敷地の幅員
秋田市飯島道東三丁目二三三番四から同市飯島字堀川六〇番二まで	一九・八メートル～三六・六メートル	二一・五メートル～七一・八メートル
秋田市飯島道東三丁目二三三番四から同市飯島字堀川六〇番二まで	一九・八メートル～三六・六メートル	七一・八メートル～一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関について、同法第七十七条の三十四第一項の規定により、確認検査の業務を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月三十日

関東地方整備局長　下保　修

表自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出の項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十三年八月三十一日」に改める。

○環境省告示第五十号

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）第十三条の規定に基づき、環境大臣が定める試験すべき事項を次のように定め、公布の日から適用する。

なお、平成二十二年環境省告示第三十九号（技術管理者試験を行う期日等を定める件）は、平成二十三年六月三十日限り、廃止する。

平成二十三年六月三十日

環境大臣　江田　五月

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第十三条の規定に基づき環境大臣が定める試験すべき事項は、次の各号に定めるものとする。

一　土壌汚染の調査に関する技術的事項
二　土壌汚染の対策並びに汚染土壌の搬出、運搬及び処理に関する技術的事項
三　土壌汚染対策法その他環境関係法令に関する事項